

【令和 8 年度】大津市会計年度任用職員募集要項

保育士（7 時間）

幼保支援課

令和 8 年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 2 名程度

2 募集職種 保育士 7 時間勤務

3 勤務地 大津市立保育園・こども園（13 か園）のいずれか
※勤務地は、通勤可能な範囲を伺い、相談に応じます

4 業務内容 保育業務全般 【業務内容の変更範囲】：なし

5 募集対象

- (1) 1 日 7 時間で週 5 日、一年間継続勤務ができること
- (2) 保育士免許を持っていること（令和 8 年 3 月 31 日迄に資格見込含む）

◎地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

6 応募受付期間

令和 8 年 1 月 13 日（火）から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで ※消印有効
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時）

7 応募方法

受付期間内にハローワークを通じて応募いただくか、下記の連絡先へ電話連絡してください。

【応募に必要な書類】

- ① ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ② 写真を添付した履歴書
- ③ 保育士免許の写し

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【連 絡 先】〒520-8575 大津市御陵町 3 番 1 号

大津市役所幼保支援課「会計年度任用職員（保育士）採用担当者」まで

電話番号：077-528-2806

※大津市役所別館 1 階にあります。

8 選考日時及び選考会場

個別に連絡し、調整します。

9 選考方法

面接及び小論文試験

10 結果の発表

試験後、郵送にて連絡します。（一週間前後の予定）

11 勤務条件

任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日（予定）まで ※翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。 （採用後 1 ヶ月を条件付とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます）
勤務地	大津市立保育園・こども園（13 か園）のいずれか ※勤務地については、面接時に通勤可能な範囲を伺い、選考により決定します。 尚、年度替わりに異動する場合があります。
勤務日	週 5 日（月曜日～土曜日） ※土曜日出勤の場合は平日休み
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）
休暇	年次有給休暇 1 年目 10 日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	8：45～16：30 もしくは 9：00～16：45 の 7 時間勤務（休憩 45 分） ※各園の状況に合わせていずれかの勤務時間となります。
基本給	報酬 月額 216,264 円～238,603 円（地域手当含む） ※資格取得後の保育士としての経験年数により給料額を決定します。（民間保育園や市外の保育園での経験も含みます。採用決定後、前歴の証明書を提出していただきます。） ※報酬額は今後条例改正により変更する場合があります。
諸手当	期末勤勉手当 年 2 回（年間最大年 4.65 月分、支給基準に沿って在職期間、成績率に応じた割合で支給します。） 支給基準に沿って在職期間に応じた割合で支給します。 通勤手当相当（片道 2km 以上の場合、上限月額 55,000 円）※公共交通機関 時間外勤務手当相当 ※各園の状況により時間外、休日勤務が生じる場合があります。また、月 2 回程度の職員会議等があります。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険

災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 ・服務の根本基準 ・服務の宣誓 ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ・信用失墜行為の防止 ・秘密を守る義務 ・職務に専念する義務 ・政治的行為の制限 ・争議行為等の禁止 ・営利企業への従事等の制限 ※営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼務先との所定勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	給与等支給日：当月 20 日 勤務条件については、関係条例や規則などの改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。